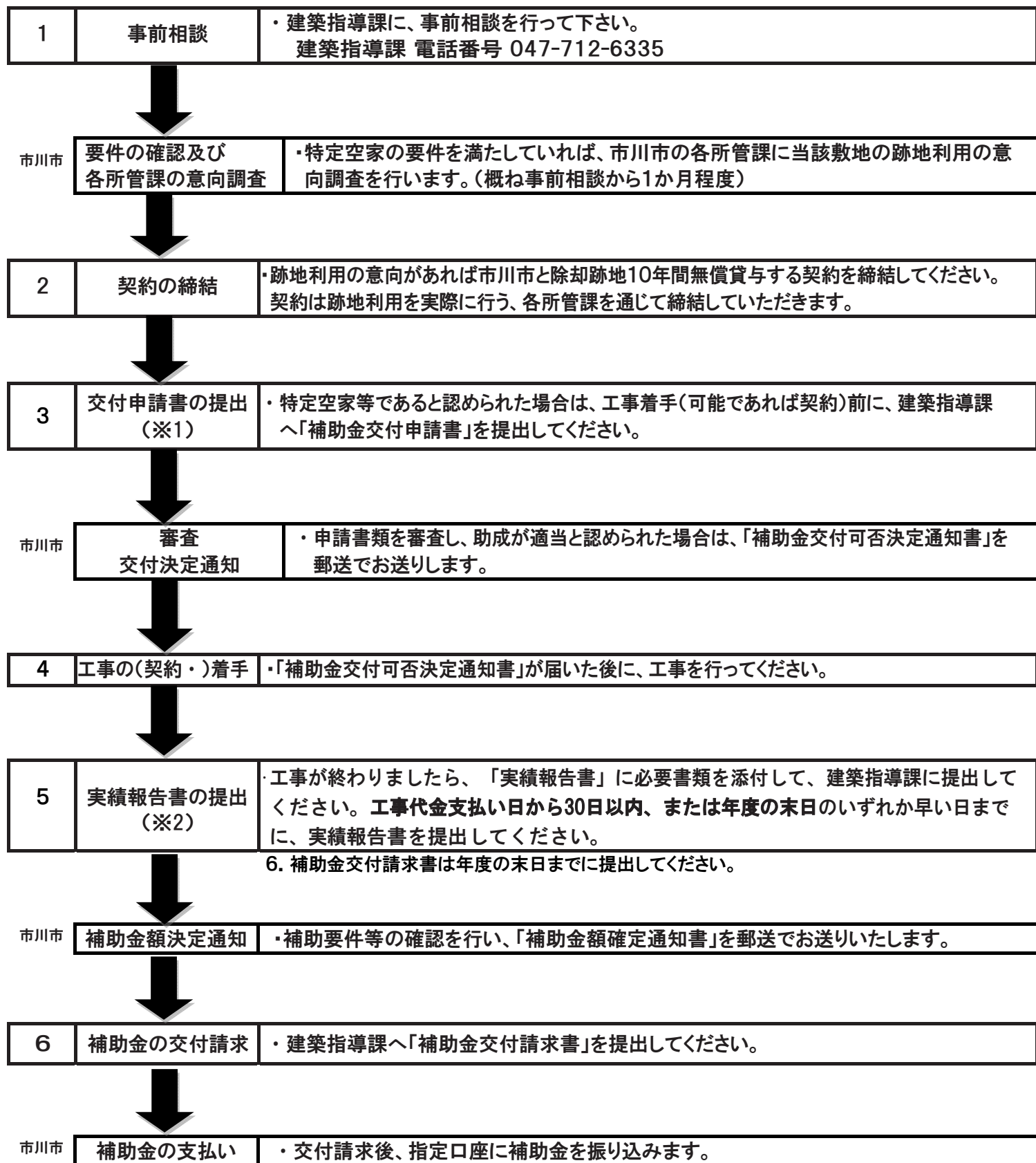


○申請の流れ(特定空家除却・跡地活用事業)



申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請時に必要な書類	※2 実績報告時に必要な書類
☐ 補助金交付申請書(様式第1号) (特定空家の全ての所有者が除却に同意していない場合は別途誓約書(参考様式第1号で可)が必要) ☐ 参考様式第1号(以下の内容に誓約する書類) ・特定空家及びその敷地が第三者の権利の目的となっていないこと ・すべての特定空家及びその敷地の所有者が特定空家を除却した時に敷地利用権を消滅させること ・敷地内の建築物、工作物及び草木を除却すること ・国等の補助金の交付対象でないこと ☐ 特定空家及びその敷地の登記事項証明書 ☐ 特定空家所有者全員の納税証明書(市県民税、固定資産税及び都市計画税のうち該当するもの)※公簿による確認の同意書(様式第1号又は参考様式第1号等の該当箇所)が提出されている場合は不要 ☐ 特定空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類 ☐ 特定空家とその敷地の現況がわかる写真 ☐ 除却工事に要する費用の見積書又はその写し ☐ その他市長が必要と認める書類	☐ 実績報告書(様式第7号) ☐ 工事の内訳がわかる書類 ☐ 除却工事完了後の写真 ☐ 除却工事の契約書の写し ☐ 領収書等工事費の支払いを証する書類 (代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む) ☐ 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し ☐ その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先

市川市 建築指導課 指導グループ

〒272-0023 市川市南八幡2-20-2

第2庁舎2階 電話番号047-712-6335

特定空家除却・跡地活用事業 要件等詳細

◎補助対象者

以下の要件を満たす特定空家の所有者

◎要件

1. 市内に存する特定空家を所有し、所有している旨（共有している場合はその旨も）の登記をしている者であること
2. （特定空家を共有で所有する場合）全ての所有者が特定空家の除却に同意していること
3. 市川市に納付すべき市県民税等を滞納（共有している場合はその所有者全員が）していないこと
4. 特定空家及びその敷地のすべての所有者が除却した時に敷地権（区分所有の登記がされているもの）を消滅させる同意をしていること
5. 特定空家の敷地が第三者の権利（抵当権等）の目的となっていないこと
6. 特定空家を除却後に、市川市がその敷地を公共の用に供する施設を整備し、その敷地の所有者から 10 年以上の期間継続して無償で貸し付ける契約が締結されていること
→ 申請時に市川市の各所管課に必要な情報を提供し、契約意向調査を行います。そこで契約意向のある所管課と上記の旨の契約を締結していただきます。
7. 敷地内に特定空家以外に建築物その他工作物及び草木がない（ある場合は実績報告書提出時までには除却する）こと（市が除却する必要のないと認めたものを除く）
8. 特定空家等の除却に関する国等の補助金の交付を受けられるもの又は受けているもの（申請中のものも含み、共有の場合他の所有者が受けられる場合等も含む）ではないこと
9. 補助金申請書は除却工事に着手する前に提出すること

◎申請に必要な書類

1. 補助金申請書（様式第 1 号）

2. (特定空家を共有して所有する場合のみ) 全ての所有者が同意する特定空家の除却についての同意書又は同意していることを誓約する書類 (様式第 1 号又は参考様式第 1 号))
3. 特定空家及びその敷地が抵当権等第三者の権利の目的となっていないことを誓約する書類 (参考様式第 1 号)
4. 特定空家及びその敷地のすべての所有者が除却した時に敷地権 (区分所有の登記がされているもの) を消滅させる同意をする書類 (参考様式第 1 号)
5. 敷地内に特定空家以外に建築物及び草木がある場合は実績報告書提出時までに除却すること (市が除却する必要のないと認めたものを除く) を誓約する書類 (参考様式第 1 号) (同第 2 条第 1 号オ)
6. 特定空家及びその敷地の登記事項証明書
7. (市が公簿等により確認する場合はその旨を補助金申請書 (様式第 1 号) で同意した場合は不要)
全ての所有者の納税証明書
→ 市県民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税のうち納税義務があるものすべて。非課税世帯にあってはその旨がわかる課税証明書等を含む
8. 特定空家を 2 人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類
9. 特定空家の除却に関する国等の補助金の交付対象 (共有者すべてを含む) でないことを誓約する書類
10. 特定空家とその敷地の現況を確認できる写真
11. 除却工事に要する費用の見積書又はその写し
12. その他市長が必要と認める書類

以下工事完了後提出が必要な書類

※期限：支払い完了から 30 日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い方

1. 実績報告書 (様式第 7 号)

2. 工事の内訳がわかる書類
3. 工事の施工状況のわかる写真（除却工事の完了後の写真）
4. 除却工事の契約書の写し
5. 領収書等工事費の支払いを証する書類（代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む）
6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）の写し
7. その他市長が必要と認める書類）

以下補助金確定通知書（様式第 10 号）の交付後に提出する書類

※期限：年度の末日

1. 補助金交付請求書（様式第 11 号）
→代理受領制度を利用する場合は法人の代表名で記入してください。
2. （工事に要した費用から補助金分を引いた額を支払った場合等）代理受領制度を利用する場合は委任状

◎補助金額

除却工事に要した費用の 1/2 で上限は 100 万円

※国が定める標準建設費等で上限が定められているため、上限一杯の補助が受けられない場合があります。